

# 公益社団法人日本栄養・食糧学会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本栄養・食糧学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第3条 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、栄養科学及び食糧科学の基礎及び応用研究の進歩普及を図るとともに、同分野の情報を社会へ提供し、もって科学、技術、文化の発展と人類の健康・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 栄養科学及び食糧科学の振興と研究の活性化
- (2) 栄養科学及び食糧科学情報の活用推進と普及
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項第1号及び第2号の事業は本邦と海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 名誉会員 この法人の発展に尽くし、学術上顕著な功績のあった者で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
- (4) 終身会員 この法人の発展に長年寄与し、理事会が推薦し社員総会で承認された個人
- (5) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (6) 賛助会員 この法人の事業を賛助する目的で入会した団体又は個人

2. この法人の社員は、概ね正会員25人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6. 第3項の代議員選挙は、2年に1度、10月末までに実施することとし、代議員の任期は、同年の11月1日から2年後の10月末日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選任することができる。補欠の代議員は当該代議員選挙の次点とする。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8. 前項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該代議員選挙を実施した年の11月1日から2年後の10月末日までとする。

9. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
10. 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第 7 条 この法人の会員になろうとする個人は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2. この法人の団体会員又は賛助会員になろうとする団体は、その代表者を定め、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 8 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員及び終身会員はこの限りでない。

- 2. 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

（任意退会）

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

- 2. 正会員たる代議員は、会員資格の喪失をもって代議員の資格を喪失する。

## 第 4 章 社員総会

（構成）

第 12 条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

（権限）

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の 10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面もしくは電磁的方法による議決権の行使)

第 19 条 代議員は、あらかじめ通知された議案について書面もしくは電磁的方法で表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
  3. 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とする。
  4. 代表理事以外の理事のうち6名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長と共にこの法人を代表する。ただし、その職務は会長を補佐することとする。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び事務職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

2. 顧問はこの法人における会長の経歴を有する者で、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応ずること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 顧問の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2. 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 議長は決議に加わることはできない。ただし、可否同数の場合は、議長が裁決する。
3. 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会の種類等)

第35条 この法人に、次の常置委員会を設置する。

- (1) 各種授賞等選考委員会：この法人並びに他団体が設ける授賞の候補者及び研究助成の対象候補者の選出を行う。
  - (2) 学会活動強化委員会：この法人の学会活動を強化及び推進する業務を行う。
  - (3) 倫理審査委員会：この法人の会員が行うヒトを対象とした研究等の倫理審査を行う。
  - (4) 国際交流委員会：この法人の諸外国との交流を促進し国際化を推進するための業務を行う。
  - (5) 編集委員会：日本栄養・食糧学会誌の編集等の業務を行う。
  - (6) 広報委員会：この法人の活動の成果等を内外に知らせるための業務を行う。
2. 前項の委員会に加えて、必要に応じて他の委員会を設置及び廃止することができる。
  3. 第1項の委員会の議事及び運営の細則は理事会において定める。
  4. 各委員会に担当理事を置き、その理事はそれぞれの委員会の活動状況を理事会に報告するものとする。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 別表の財産は、この法人の事業を行うための不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

2. 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類については任意の外部監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 任意の外部監査報告
    - (3) 理事及び監事の名簿
    - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第42条 この法人は、社員総会の決議により、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

## 第11章 支部

(支部の設置等)

第47条 この法人の事業を推進するために、理事会は次の支部を置く。

- (1) 北海道支部（北海道）
  - (2) 東北支部（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）
  - (3) 関東支部（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、茨城県、新潟県、山梨県）
  - (4) 中部支部（石川県、福井県、富山県、岐阜県、長野県、三重県、愛知県、静岡県）
  - (5) 近畿支部（兵庫県、和歌山県、大阪府、奈良県、京都府、滋賀県）
  - (6) 中国・四国支部（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
  - (7) 九州・沖縄支部（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
2. 会員の所属支部は、原則として、所属機関の所在地によることとする。
  3. 支部には、支部の業務を統括する支部長1名を置く。
  4. 支部長は、各支部の正会員の中からその候補者を選出し、理事会において選任する。
  5. 支部に関する細則は、理事会で定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 第 22 条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事、業務執行理事及び監事は次の通りとする。
 

理事（代表理事 会長）	石田 均
理事（代表理事 副会長）	宮澤 陽夫
理事（業務執行理事）	加藤 久典
理事（業務執行理事）	合田 敏尚
理事（業務執行理事）	鈴木 恵美子
理事（業務執行理事）	田中 清
理事（業務執行理事）	近藤 和雄
理事（業務執行理事）	田中 明
監事	阿部 皓一
監事	濱田 正志
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は第 38 条の規定にかかわらず設立理事会の定めるところによる。
5. 従来日本栄養・食糧学会の正会員、学生会員、名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員であつて、第 6 条に規定する正会員、学生会員、名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員の資格を有する者及び団体は、第 7 条の規定にかかわらず設立の登記の日からそれぞれ当該会員となる。
6. この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
7. この定款の施行後最初の代議員及びその補欠の任期は、第 6 条の規定にかかわらず平成 25 年 10 月末日までとする。

別表 基本財産（第 36 条関係）

科 目	金 額	備 考
定期預金	20,000千円	中央三井信託銀行